

株式会社商工組合中央金庫が実施する ゲイソー・ロジスティクス株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施するゲイソー・ロジスティクス株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。



第三者意見書

2024年5月31日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

ゲイソー・ロジスティクス株式会社に対する
ポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）がゲイソー・ロジスティクス株式会社（「ゲイソー・ロジスティクス」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、ゲイソー・ロジスティクスを持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、ゲイソー・ロジスティクスがポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

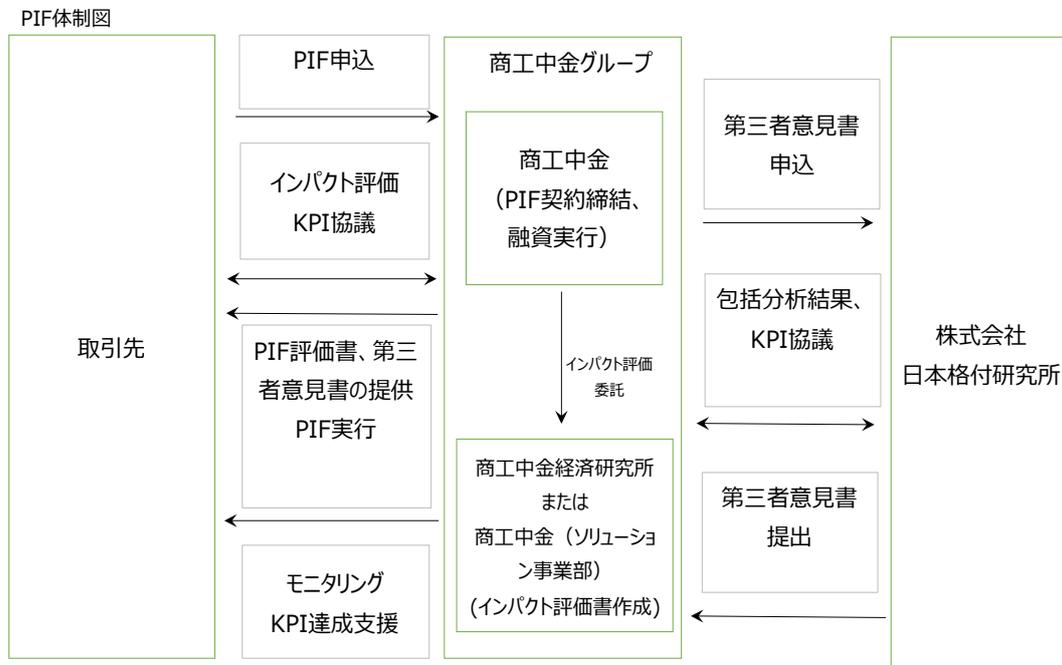
PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるゲイソー・ロジスティクスから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

外窪 祐作

外窪 祐作



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2024年5月31日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）がゲイソー・ロジスティクス株式会社（以下、ゲイソー・ロジスティクス）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、ゲイソー・ロジスティクスの活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業(*1)に対するファイナンスに適用しています。

(*1) 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 企業理念等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	ゲイソー・ロジスティクス株式会社
借入金額	300,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	3 年
モニタリング実施時期	毎年 5 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	広島県東広島市志和町志和東 10895-296
創業・設立	創業:1925 年 7 月 7 日 設立:1971 年 4 月 12 日
資本金	10,000,000 円
従業員数	70 名 (2024 年 3 月現在)
事業内容	普通倉庫業、一般貨物自動車運送事業、自動車運送取扱事業、利用運送業、軽貨物運送業
主要取引先	サントリーホールディングス株式会社、サントリーフーズ株式会社、サントリー酒類株式会社、サントリーロジスティクス株式会社、SBS ロジコム株式会社、高野山運輸株式会社、鈴張運送株式会社、幸福運輸株式会社

【業務内容】

- ゲイソー・ロジスティクスは、広島県東広島市に本社を置き、大手飲料メーカーや中国地方の企業を荷主とする間もなく創業 100 年を迎える運輸倉庫業者である。
- 事業は、①一般企業物流サービス、② 3 PL 業務の 2 つに大別される。

①一般企業物流サービス

関東、中京、関西、九州地方の協力会社との複合的な物流ネットワークを構築し、中国地方を中心に、関東から九州までの広範囲の輸送が可能である。

(特徴)

- ・物流センターは、山陽自動車道志和 I.C.まで 7 分、広島駅や広島空港まで 30 分の好立地であり、広島近郊、大阪、福岡へもアクセスが容易である。
- ・独自の運行管理システムによる一元管理で効率的に輸送出来る。共同配送や積み合わせ貨物に対応する。
- ・最新鋭の設備と運送管理システム(*2)や倉庫管理システム(*3)を導入した倉庫・配送センターを有し、天候に左右されず、24 時間オペレーションが可能である。また庫内を整理整頓し、荷物の汚損・破損事故防止に努めている。



(図表①) 独自の運行管理システム
(ゲイソー・ロジスティクス提供)

(*2) 運送管理システム (TMS)

物流センター出荷後から届け先までの商品の輸送をトータルに管理する情報ツール。TMS は配車計画や運行管理効率を支援するシステムから構築され、輸配送業務の一元管理により効率的な物流を実現する。

<ゲイソー・ロジスティクスの TMS 機能>

輸送・配送業務を一元化	効率良い配車・空車の少ない配車・方面ごとの自動配車を実現
他業種、他品目に対応	荷主の様々なニーズ、共同配送や積合せ貨物に対応 倉庫管理システム (WMS) とも連携
求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) での情報収集	WebKIT とは、日本貨物運送協同組合連合会 (日貨協連) が運営する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報ネットワークシステム。輸送効率向上、帰り荷の確保、協力車輛の手配等、幅広い情報の収集が可能

(*3) 倉庫管理システム (WMS)

入庫・在庫・流通加工・帳簿類の発行・出荷・棚卸等、物流センター内の一連の作業を効率化し、一元的に管理する情報ツール。人的ミスの最小化、作業時間短縮、生産性向上に寄与する。

<ゲイソー・ロジスティクスの WMS 機能>

無線ハンディターミナルを用いた 入出庫検品	効率良い入出庫作業・誤出荷の防止・トレサビリティの管理と 荷主への報告・作業の進捗管理を実現
インターネットによる EDI（電子 データ交換）	荷主と素早く正確な情報交換が可能 運賃データにも対応 運行管理システム（TMS）とも連携
正確な在庫管理	ロケーション別・製造ロット別・品質別の在庫管理が可能 先入れ先出し管理、入出庫履歴の管理も可能

- ・2か所の物流センターで大型トラック・トレーラー54台が駐車できる広大な駐車場を備え、顧客の多様なニーズに応えることが出来る。
- ・関東から広島、九州間の長距離輸送には、モーダル・シフトを意識し、定時性の確保ができ、CO2 排出量の少ない鉄道貨物輸送を利用している。

② 3 PL 業務

最も効率的な物流システムを構築・提案し、流通機能全般を包括的に請負う 3PL（3rd Party Logistic）業務を行う。

（特徴）

- ・大手飲料メーカーの中国地方での DC 業務（在庫型物流センター業務）を 50 年以上請負い培ってきたノウハウを基に、顧客・荷主にとって理想的な物流を提案できる。

（例）包装のない製品、食品の梱包等取り扱いが難しいものの配送や環境負荷やドライバーの労働時間削減につながる RORO 船（貨物を積載したトラックや荷台ごと輸送する船）の利用を提案している。

【事業拠点】

拠点名	住所	機能
本社	広島県東広島市志和町志和東 10895-296	本社機能
志和第 1 物流センター	広島県東広島市志和町志和東 10895-296	<ul style="list-style-type: none"> ・24 時間稼働 ・大型トラック・トレーラー 19 台が駐車可能な広大な駐車場を有する
志和第 2 物流センター	広島県東広島市志和町志和東 10895-368	<ul style="list-style-type: none"> ・最新設備を備える ・大型トラック 35 台が駐車可能



(写真①) 空中写真

左上建物:志和第 1 物流センター

右下建物:本社

(写真②③) 外観

上:志和第 1 物流センター

下:志和第 2 物流センター

(写真①～③はゲイソー・ロジスティクス提供)

【沿革】

1925年 7月	創業
1951年 5月	運輸事業免許取得
1958年 6月	貨物運送業免許取得
1971年 4月	運送部門を分離独立し、ゲイソー運輸株式会社設立
1999年 4月	コンピュータシステムを LAN 対応にシステムアップ
2000年 6月	デジタルタコグラフ・システム導入全車輛に取付け
2005年 1月	ゲイソー運輸、安全性優良事業所に認定
3月	芸備倉庫(株)より流通型物流業務を譲り受け、倉庫業を加えた総合物流業へ
4月	ゲイソー・ロジスティクス株式会社へ商号変更
2006年 1月	広島県東広島市志和町へ新物流センター竣工、本社も移転し、営業開始 Gマーク（安全性優良事業所認定）取得
2007年 3月	グリーン経営認証 トラック運送事業 取得
8月	グリーン経営認証 倉庫事業 取得
2015年 5月	広島県東広島市志和町へ志和第 2 物流センター竣工
2023年 1月	倉庫管理システムを刷新
6月	運送管理システムを刷新

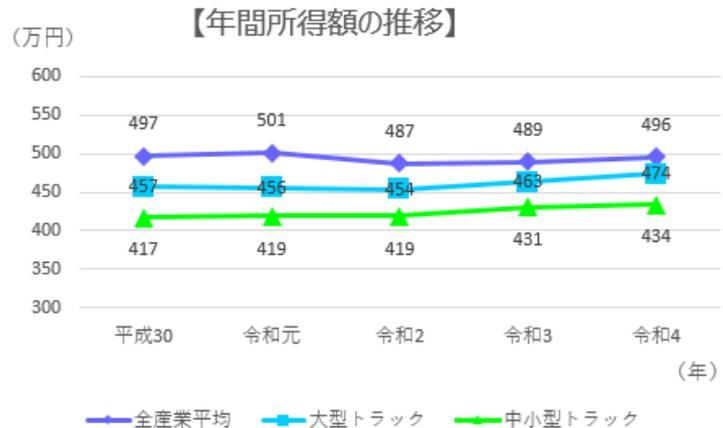
2.2 業界動向

働き方改革に伴う長時間労働の抑制や今後の少子高齢化・生産年齢人口減少といった諸問題に対応し、トラック運送事業を安定的に維持・発展させていくためには、労働生産性の向上や待遇の改善といった取り組みが不可欠である。

■ トラックドライバーの賃金・労働時間

【年間所得額の推移】

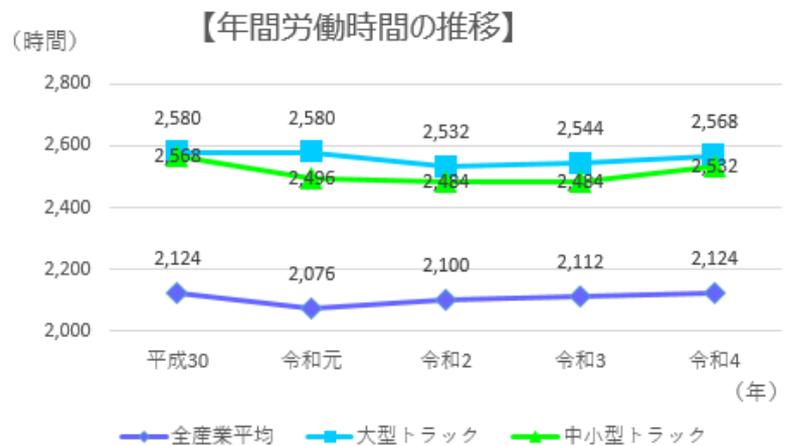
トラックドライバーの年間所得額は、全産業平均と比較して、大型トラックドライバーで約5%低く、中小型トラックドライバーで約13%低い。



(図表②) 出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

【年間労働時間の推移】

トラックドライバーの年間労働時間は、全産業平均と比較して、大型トラックドライバーで444時間（月37時間）長く、中小型ドライバーで408時間（月34時間）長い。



(図表③) 出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

■ 業界の方向性

2021年6月に閣議決定された「総合物流施策大綱（2021年～2025年度）」の中で、目指すべき方向性の一つの観点として、「労働力不足対策と物流構造改革の推進（担い手にやさしい物流の実現）」を示し、取り組むべき施策の方向性が示されている。



(図表④) 出所:全ト協「日本のトラック輸送産業現状と課題 2022」より

業界の全国団体である公益社団法人全日本トラック協会（略称:全ト協）においても、生産性向上に向けた様々な働き方改革への取り組みが行われている。例えば、長時間労働の抑制に向けた環境整備を進めるため 2018年3月に「トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン」を策定し、年間時間外労働 960 時間超のトラックドライバーが発生する事業者を対象に自動車運転業務に時間外労働の上限規制が適用される。2024年4月までに「0%」とすることを目標に設定し、業界として主体的に「働き方改革」を推進し、実現に向けて取り組みを行っている。

ゲイソー・ロジスティクスは、ドライバーや倉庫作業員等従業員の働き方改革と賃金アップを図り、大手飲料メーカーの中国地方の重要物流拠点としての役割を引き続き担っていく。

2.3 企業理念等

企業理念
<ol style="list-style-type: none"> 1. 顧客のニーズに機敏に対応し、付加価値の高い物流サービス・ソリューションを提供する。 2. 短期的な収益のみにとらわれず、常に長期的・総合的な視点に立った経営を行う。 3. 情報化時代にふさわしい IT 活用型の経営革新を実行する。 4. 人材育成プログラムを体系化し、経営の重要な柱の一つとする。 5. 明るく、活力ある企業集団を目指す。
経営方針
<ol style="list-style-type: none"> 1. 顧客との共存共栄を前提とした「トータル・ロジスティクス・ソリューション・プロバイダー」を目指す。 2. 創造力と感性を磨き、スピード感と緻密さを以って新たな価値を創り出す。 3. 安全と環境を重要な経営資源と認識する。 4. 地域社会に溶け込み、良き市民として豊かなコミュニティ作りに貢献する。
安全推進活動基本方針
<p>安全推進活動</p> <p>基本方針</p> <p>安全なくして経営なし</p> <p>安全は、最大の顧客満足である。 安全は、業務の基本動作である。 安全は、重要な経営資源である。</p>
「安全確保」に対する社長コミットメント
<ul style="list-style-type: none"> ・法令順守と安全最優先の原則を徹底する。 ・安全方針並びに重点施策・計画について明確にする。 ・安全確保の為の体制・インフラを確立し、実施を確実にする。 ・重大事故発生時の適切な対応を確実にする。 ・安全マネジメントの実施状況について常時見直しをし、必要な改善を反映していく。 ・以上について情報管理を確実にする。

「環境保全」に対する取り組み方針

- ・環境保全に関する責任者及び推進するための組織を定めます。
- ・エネルギー効率の向上に努めます。
- ・業務効率化を推進し、省エネに努めます。
- ・廃棄物の適性処理及びリサイクルを推進します。
- ・環境目的・目標を設定し、定期的に見直しを実施します。
- ・社員に本方針を周知徹底し、継続・維持できるよう教育と啓発に努めます。
- ・環境方針は、社外からの求めに応じ一般に公表します。



(写真④) 「グリーン経営」の社内掲示 (ゲイソー・ロジスティクス提供)

ゲイソー・ロジスティクスは、事業環境の急速な変化に機動的に対応すべく、顧客視点と効率経営の両面から常に現状を見つめ直し、時に事業の選択と集中を断行する。安全・安心と環境に配慮し、将来に亘って顧客ニーズに沿った付加価値の高い物流ソリューションを提供するため、今後とも経営革新を意識して取組んでいく。

2.4 事業活動

ゲイソー・ロジスティクスは、以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【環境面】

■ 環境負荷低減への取り組み

● 燃費向上の取り組み

運送業の配送効率の向上は、実働率、積載率、実車率を上げ、一台のトラックを如何に効率的に走行させるかが決め手である。ゲイソー・ロジスティクスは、独自の TMS（運送管理システム）を導入し、輸送・配送業務の一元化、共同配送・積合せ貨物の取り込み、WebKIT による帰り荷の確保に努めてきた。今後もこの取り組みを継続し、輸送量当たりの燃費向上、ひいては CO2 排出量の削減を図っていく。

● 最新環境基準適合車の導入

自社所有トラック 12 台はいずれも NOx（窒素酸化物）・PM（粒子状物質）等削減のための諸規制を満たす車両を使用しており、うち 8 台は更に新車ディーゼル車等に対し適用される世界最高水準の厳しい規制であるポストポスト新長期規制(*4)に対応した低公害車である。車両更新の度に最新の環境基準適合車に更新しており、2023/3 期に 2 台を更新、今後も毎年 1、2 台のペースで更新していく。また最新車種の更新は燃費向上にも寄与する。

(*4)ポストポスト新長期規制（平成 28 年排出ガス規制）

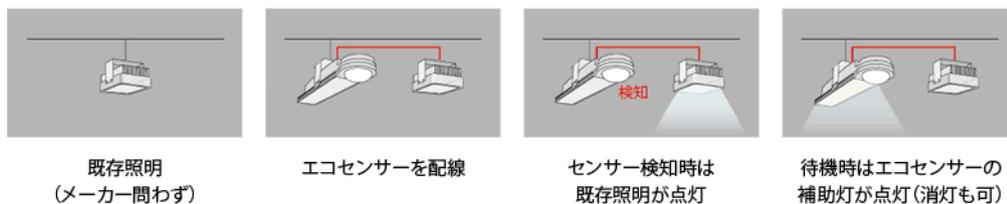
世界最高水準の厳しい自動車排出ガス規制と言われたポスト新長期規制（平成 22 年規制）より NOx・PM を更に 4 割程度削減を求める厳しい排出ガス規制。

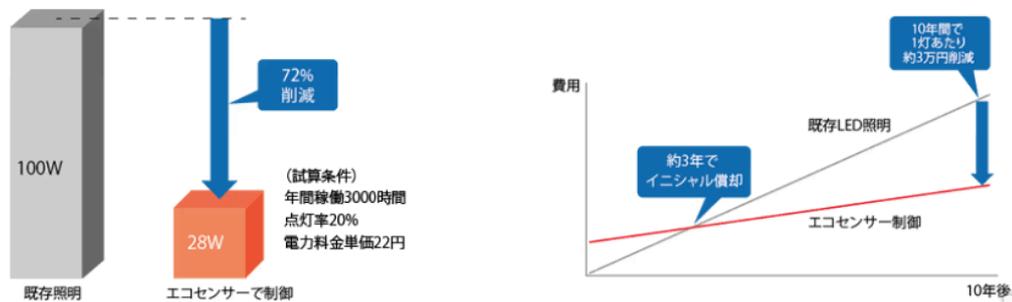
● 省電力の取り組み

全拠点で照明の LED 化を既に終えており、2024 年 1 月には倉庫内での消灯をこまめに行うべく、エコセンサー(*5)を導入した。

(*5)エコセンサー

部屋に差し込む太陽光や他の照明の光を検知して、自動的に減光して余分な明るさを抑えることが出来る省エネ機能。ゲイソー・ロジスティクスが導入のアイキュージャパン(株)の Lumiqs®高天井 LED 用後付けセンサーはセンサー待機時にエコセンサー付随の補助灯が点灯し、既存照明を消灯させることで既存 LED 照明比 70%の省エネを可能としている。





(図表⑤) Lumiqs®高天井 LED 用後付けセンサー (出所：アイキュージャパン(株) Web)

● グリーン経営認証

配送センターにおける廃棄物の適正管理と従業員への環境教育に取り組み、その証としてグリーン経営認証(*6)を取得し、継続している。特に環境負荷の少ない荷役機器の導入に力を入れており、フォークリフトのディーゼル車からバッテリー車への更新を進め、2024年4月時点で全フォークリフト38台中、30台がバッテリー車となっている。最新環境適合車の使用、タイヤ空気圧等の整備点検の徹底、運送管理システム活用による乗車率及び積載効率の向上による燃費の改善、ひいてはCO2排出量削減に取り組んでいる。



(*6) グリーン経営認証

公益社団法人交通エコロジー・モビリティ財団が認証機関となり、グリーン経営マニュアルに基づく一定レベル以上の取り組みを行う事業者を認証する制度。環境保全のための仕組み・体制の整備、エコドライブの実施、低公害車の導入、廃車・廃棄物の排出抑制、適正処理及びリサイクルの推進、管理部門における環境保全の推進が求められる。

(図表⑥) グリーン経営認証 (ゲイソー・ロジスティクス提供)

■ その他廃棄物の処理

物流センター内に給油場がないため、燃料・オイル漏れ発生の懸念はなく、洗車は所定の排水設備を備えた洗車場で行っていることから水質汚濁、土壌汚染につながる事情はない。廃タイヤ、エンジンオイル等は全て産業廃棄物処理業者に回収させ、マニフェスト(産業廃棄物管理票)により、適切に最終処分されていることを確認している。

【社会面】

■ 人材育成の取り組み

● 資格取得支援の取り組み

業務上必要となる資格、とりわけフォークリフト(*7)と日商簿記検定2級の取得支援に取り組んでいる。具体的には、講習会受講や受検料等の取得にかかる費用は全額会社負担としている。

(2024年3月時点の資格保有者：フォークリフト 44名、日商簿記検定 1級 1名・2級 1名)。従前はフォークリフト資格を有する求職者を優先的に採用してきたが、人材確保の観点より今後は資格の有無にこだわらず柔軟に採用し、入社後に資格取得を促すこととした。また担当者の個業となりやすい経理・財務部門に専門知識を持つ者を更に加えることで業務の標準化を図るべく、日商簿記検定 2級の取得を推奨している。会社としては従業員の中から適性等を見極め選別し、両資格の取得を促していく。

(*7)フォークリフト運転資格

最大荷重 1トン以上のフォークリフト運転作業の従事者は、労働安全衛生管理法で各都道府県労働局の登録教習機関での運転技能講習修了が義務付けられている（最大荷重 1トン未満は、各事業者の特別教育でも可）。

■ ダイバーシティの取り組み

- 高齢者の雇用を大切にしており、60歳定年を超えた従業員は2024年3月現在7名が在籍し、定年後も従業員より継続雇用の希望があれば、従前と同条件で1年更新での雇用延長に応じている。体力に見合った作業と勤務シフトを勧め、高齢者の雇用増に努めていく。
- 障がい者は2024年3月現在1名が在籍し、周囲の従業員のサポートを得て倉庫での棚卸作業に就いている。運送業は重労働との一般的なイメージから求職者が少ないが、着席での勤務が可能な部署へ配属する等の配慮により更なる雇用を図っていく。
- 女性は2024年3月現在15名（全従業員の21%）が在籍しており、事務や倉庫内作業、リフト運搬作業に就いている。残業なく定時に退社できるような業務分担を図ったり、有給休暇を気兼ねなく取れる雰囲気醸成したりする等、女性が働きやすい職場づくりに努めている。また女性管理職（課長職以上）は現在ゼロであるが、会社としては各部署での必要スキルレベルを設定した上で、自社内のみならず社外のキャリアコンサルタントの管理職育成研修を利用して育成していく。マネジメントスキルを獲得した女性の中から、年齢に関係なく、人物重視で女性管理職登用を図っていく意向である。

■ 労働環境改善への取り組み

- 労働時間短縮の取り組み

2023/3期の全従業員 1人当たりの月間時間外労働時間は 31.9時間（うちドライバー26.8時間、倉庫作業員 33.9時間、事務員 30.6時間）とさほど多くはない。2024年4月からの自動車運転業務の年間時間外労働時間上限規制 960時間の遵守について、ゲイソー・ロジスティクスでは予めから 2024年問題への対応が不可欠との認識をドライバー及び内勤者と共有しており、以下①、②の対応策により時間外労働時間の抑制に努めている。

①庭先条件の改善

ドライバーは把握するが、会社として把握出来ていない庭先条件（入荷の際に着荷主から指示される明文化されていない条件）が存在する。ドラトク(*8)の導入により、庭先条件を見える

化し、社内で改善点を検討の上、荷主や取引先に待ち時間の短縮や解消を要請し、ドライバーの時間外労働時間抑制を図る。

(*8)ドラトーク

(株)Canuu が運営する配達員向け SNS アプリ。仕事に関する質問や悩み相談等の交流が図られ、タワーマンションなど時間のかかる建物への配送方法の口コミを見ることができる。(出所: (株)Canuu Web)

②倉庫作業員の時間外労働の削減

入出庫への対応が昼夜問わず必要なため、倉庫作業員を日勤と夜勤の 2 交代制として対応している。荷主からの出荷指示が午後に集中し、その伝票処理等事務処理が夕方に掛かることで、倉庫作業員は「日中手待ち、夕方以降残業」という状況が暫し見られた。2023 年刷新の運送管理システムと倉庫管理システムの一層の活用で事務処理時間を短縮し、作業時間を適正に配分することで倉庫作業員の時間外労働削減を図っていく。併せて勤務シフトの多様化が可能となり、倉庫作業員にとっても勤務時間の選択の幅が広がる。

● 有給休暇取得率向上への取り組み

法令で定められている対象従業員の年次有給休暇 5 日以上の取得は遵守されているが、有給休暇取得率は 32.5%と同業種平均 59.1% (厚労省「令和 5 年就労総合調査の概況」運輸業、郵便業) と比べかなり低い。倉庫作業員の繁忙感が一因と考えられる。倉庫作業員の時間外労働の削減の他、全部署で計画有給休暇を導入の上、総務担当者が毎月のミーティングで全従業員の前月までの有給休暇取得状況を確認し、取得の少ない従業員に対し閑散期の取得等を促すことで、同業種並みの 60%以上へ引き上げを図る。

■ 安全への取り組み

● 安全推進活動

全役職員に「安全なくして経営なし」の安全推進活動基本方針を実践させるべく、以下の安全推進活動を実施している。

①会議・研修

・社内安全会議

役員と各部署責任者による社内安全会議を月 1 回開催し、各部署での安全活動状況の報告と意見交換を行い、全社情報共有と安全意識の維持・向上を図っている。

・グループミーティング

部署ごとに週 1 回、業務中のヒヤリ・ハット事例を情報共有し、再発防止に努めている。また安全目標を設定、次のミーティングで達成度の確認を繰り返すことで安全の質向上を図っている。

・安全教育会

全従業員が年 1 回一同に集い、会社の安全取り組み方針の再確認や各部署での発表、意見交換を実施している。

②安全掲示板

危険行動防止ポスターや事故事例等を安全掲示板に貼付し、従業員の安全意識向上と情報共有を図っている。



(写真⑤) 安全掲示板 (ゲイソー・ロジスティクス提供)

③ 実地指導

・物流センターの巡回指導

安全推進担当者が、定期的に物流センターを巡回し、停車トラックにタイヤ止め漏れがないか等、事故につながる危険性のある個所をチェックする。不都合な点は即座に改善を指導し、常に職員が安全意識を持つように促している。



(写真⑥) 巡回指導の様子 (ゲイソー・ロジスティクス提供)

・消防訓練

消防署指導の下、通報・避難・消火等の消防訓練を定期的実施している。

・アルコールチェック



道路交通法施行規則の改正により2023年12月からアルコール検知器を用いた運転手の酒気帯び有無の出庫確認が義務付けられているが、出庫前のみならず、遠隔地でもドライバー自身が携帯アルコールチェッカーで飲酒検査を行い、検査結果を会社へ報告することを義務付けている。

(写真⑦) ドライバーによるアルコール検知器使用の様子 (ゲイソー・ロジスティクス提供)

2024/3期の安全活動の目標として重責事故“ゼロ”の達成を掲げている。安全推進活動への真摯な取り組みの甲斐あり、ゲイソー・ロジスティクスでは長年、国交省自動車事故報告規則第2条で規定する自動車重大事故の発生はない。

● Gマークの取得

徹底した安全管理体制を構築し、物流品質向上を図っている証としてGマーク(*9)を取得し、継続している。



(*9) Gマーク（安全性優良事業所）

全ト協が2003年7月から評価実施する「安全性優良事業所」の認定制度で、荷主がより安全性の高い事業者を選びやすくするための環境整備を図ることを目的としている。3テーマ38項目で評価され輸送の安全確保に積極的に取り組んでいることを認定するものである。2023年12月15日現在29,044事業所（全事業所の33.6%）が認定を受けている。

(写真⑧) 安全性優良事業所認定証（ゲイソー・ロジスティクス提供）

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一定の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水（アクセス）	食糧	住居
保健・衛生	教育	雇用
エネルギー	移動手段	情報
文化・伝統	人格と人の安全保障	正義・公正
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・科学的構成・性質）の有効利用		
水（質）	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		
人と社会のための経済的価値創造		
包摂的で健全な経済	経済収束	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクト領域を表示）

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	道路貨物運送業、倉庫業
ポジティブ・インパクト	雇用、移動手段、包摂的で健全な経済
ネガティブ・インパクト	保健・衛生、雇用、大気、土壌、生物多様性と生態系サービス、資源効率・安全性、気候、廃棄物

【当社の事業活動を踏まえ特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
教育	➢ 資格取得支援の取り組み
雇用、包摂的で健全な経済	➢ ダイバーシティの取り組み

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
保健・衛生、雇用	➢ 労働環境改善への取り組み、安全への取り組み
大気、資源効率・安全性、気候	➢ 配車効率の向上による燃費向上の取り組み、最新環境基準適合車の導入

気候	➤ 省電力の取り組み
廃棄物	➤ その他廃棄物の処理

同社事業では、旅客輸送には携わっていないことから「移動手段」をポジティブ・インパクトとして特定していない。また土壌に影響を与える物質の排出はなく、燃費向上の取り組みや最新環境基準適合車の導入等、運送業が与える生物多様性の減少には十分配慮しており、UNEP FI のインパクト分析で発出された「土壌」「生物多様性と生態系サービス」は、ネガティブ・インパクトとして特定していない。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

ゲイソー・ロジスティクスは商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下 KPI という）を設定した。

【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	教育	
取組内容（インパクト内容）	資格取得支援の取り組み	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2027年3月末までにフォークリフト資格の新規取得者を9名以上、日商簿記検定2級資格の新規取得者を2名以上とする。（2024年3月現在の資格者:前者44名、後者2名） 	
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➢ 従前はフォークリフト資格を有する求職者を優先的に採用してきたが、今後は資格の有無にこだわらず、柔軟に採用し、入社後に資格取得を促すこととした。また担当者の個業となりやすい経理・財務部門に専門知識を持つ者が加わることで業務の標準化を図るべく、日商簿記検定2級の取得も推奨している。会社としては従業員の中から適性等を見極め選別し、資格取得を促していく。</p>	
貢献する SDGs ターゲット	4.4	<p>2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p> 

特定したインパクト	雇用、包摂的で健全な経済	
取組内容（インパクト内容）	ダイバーシティの取り組み	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者雇用の増加 2027年3月末までに60歳以上の雇用者数を10名以上とする。 (2024年3月現在7名) ● 障がい者の新規雇用 2027年3月末までに障がい者雇用数を2名以上とする。 (2024年3月現在1名) ● 2027年3月末までに女性管理職を1名以上とする。 (2024年3月現在0名) 	
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➢ 60歳定年後も従業員より継続雇用の希望があれば、従前と同条件で1年更新での雇用延長に応じており、体力に見合った作業と勤務シフトを勧め、高齢者の雇用増に努めていく。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 運送業は重労働との一般的なイメージから求職者は少ないが、着席での勤務が可能な部署へ配属する等の配慮により、更なる障がい者の雇用増を図っていく。 ➤ 女性は 2024 年 3 月現在 15 名（全従業員の 21%）が在籍しているが、女性管理職（課長職以上）は現在ゼロである。自社内のみならず社外のキャリアコンサルタントの研修を利用して育成し、マネジメントスキルを獲得した女性の中から女性管理職登用を図っていく。 		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	保健・衛生、雇用
取組内容（インパクト内容）	労働環境改善への取り組み、安全への取り組み
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2027/3 期までに全従業員 1 人あたりの月間時間外労働時間を 20 時間以内とする。 （2023/3 期実績 31.9 時間、うちドライバー 26.8 時間、倉庫作業員 33.9 時間、事務員 30.6 時間） ● 有給休暇取得率を 2027/3 期までに 60%以上とする。 （2023/3 期実績 30.6%） ● 国土交通省が定める重大運輸事故ゼロを継続する。
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 庭先条件の改善や運送管理システムと倉庫管理システム活用による事務処理時間の短縮によりドライバー、内勤者（倉庫作業員、事務員）ともに時間外労働時間の短縮を図っていく。 ➤ 倉庫作業員の繁忙感を一因として有給休暇取得率は 32.5%

	<p>(2023/3 期) とかなり低い。作業時間の適正配分で倉庫作業員の時間外労働を削減するとともに、全部署で計画有給休暇を導入の上、総務担当者が有給休暇取得状況確認と取得を推奨することで、同業種並みの 60%以上へ引き上げを図る。</p> <p>➤ 従前同様、安全推進活動に真摯に取り組み、国交省自動車事故報告規則第 2 条で規定する自動車重大事故の発生ゼロを継続する。</p>		
貢献する SDGs ターゲット	3.6	2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。	
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	大気、資源効率・安全性
取組内容 (インパクト内容)	燃費向上の取り組み、最新環境基準適合車の導入
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 軽油使用量：L/百万円（購入量を売上で割った数字）を毎期 2%以上減少させる。 (2023/3 期実績：122L/百万円) ● トラックを毎年 1 台以上最新環境基準適応車に更新する。
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➤ 独自の TMS（運送管理システム）を導入し、輸送・配送業務の一元化、共同配送・積合せ貨物の取り込み、WebKIT による帰り荷の確保に努め、輸送量当たりの燃費向上を図っていく。</p> <p>➤ 自社所有トラック 12 台はいずれも NOx（窒素酸化物）・PM（粒子状物質）等削減のための諸規制を満たす車両を使用しているが、車両更新の度に最新の環境基準適合車に更新していく。最新車種の更新は燃費向上にも寄与する。</p>

貢献する SDGs ターゲット	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	 9 産業と技術革新の 基盤をつくらう
	11.6	2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	 11 住み続けられる まちづくりを

なお、「気候」「廃棄物」はインパクトとして特定しているものの、KPI を設定しない理由は以下の通りである。

●気候

燃料消費量削減への取り組みとして、加減速の少ない運転等のエコドライブ推進が安全推進活動の一環として従前より実施され、定着している。また照明の LED 化やエコセンサーの導入等、取り組み可能な省電力策も実施済である。

●廃棄物

廃タイヤ、エンジンオイル等は全て産業廃棄物処理業者に回収させ、マニフェスト（産業廃棄物管理票）により、適切に最終処分されている等、既に取り組みが進んでいる。

5.サステナビリティ管理体制

ゲイソー・ロジスティクスでは、本ファイナンスに取り組むにあたり、古川社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、古川社長を最高責任者、大澄管理部 部長をプロジェクト・リーダーとして、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長	古川 浩延
(プロジェクト・リーダー)	管理部 部長	大澄 豊

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、ゲイソー・ロジスティクスと商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、ゲイソー・ロジスティクスと協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。ゲイソー・ロジスティクスは、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 岡 富士夫

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190